



日本保育学会会報

JAPAN SOCIETY of RESEARCH on EARLY CHILDHOOD CARE and EDUCATION

日本保育学会公式シンボルマーク

●第143号●

2009年1月5日 発行
編集・発行 日本保育学会
編集責任者 戸田 雅美

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-2 B.RロジエT-1
Tel 03-3234-1410 Fax 03-3234-1414
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsec/index.html>

●特集●

乳幼児の権利と保育

乳幼児の権利を守ることは、保育学会にとって非常に重要な課題である。ここでは、まず、その課題の所在と現状を、それぞれの立場から語っていただくことで、会員が認識を共有し、議論を展開していく場としたいと考えた。

乳幼児の権利と保育

—今、改めて子どもの「遊ぶ権利」を

岡 健

保育制度のあり方を巡り、大きな転換点を迎えている現況において、繰り返し議論される「保育の質」の問題。好むと好まざるとにかかわらず、いわゆる審議会等の極めて政治的な言説空間の中では、定性的な研究ではなく、定量的な研究が説得性を持つことは疑いようのない現実である。だからこそ遅きに失した感は否めなくとも、未来のために、今こうした研究課題を取り上げることは、むしろ必然であろう。

ところで子どもの「権利」を巡っては、今日のような状況だからこそ、改めて「遊ぶ権利」に目を向ける必要性を痛切に感じる。例えば、日本の保育制度のあり方を巡る議論に対し「第三者評価」を含めこれまで少なからず影響を及ぼしてきたイギリスにおいてでさえ、次のような声明がだされ、それを政府自らが支持している。*

私たちはこの『遊びの場での危機管理』は、子どもの遊びの場を議論する上で有効となる重要な文書であると考えます。これは安全な遊び場を提供する者の義務に対して、子どもが遊ぶことの必要性とそこから得られる利益とのバランスを表現するものです。遊びの場を提供するすべての段階で安全は検討されなければなりませんが、その一方で、人生全般にけがの可能性があるように、子どもの遊びの中では、けがの可能性についてまわります。私たちは、絶対的な安全という達成不可能なゴールを求めて、子どもの発達上で遊びは重要な意味を持つという視点を見失ってはならないのです。私どもが考える重要なメッセージは、遊びの中で命が脅かされ、障害が残るけがといった許容できない危険をなくさなければならないということです。

(傍縁部引用者)

保育が“サービス”と呼ばれ、顧客満足度の「顧客」が必ずしも子どもと一致せず、さらにそうした“サービス”と呼ばれる関係の中で、「私の子どもをあなたに託す」「あなたの子どもを託される」といった本来、顔の見える営みであったはずの「保育」の関係は変質しつつある。

“サービス”的「質の均一化」の錦の御旗のもとでは、往々にして保護者は顔の見えない単なる「サービス利用者」であり、保育者もまた同様である。かかる事態において、子どもが危険にチャレンジして様々なことを試行錯誤することは限りなく困難なものとなる。同様に、子どもに関わる保育者が、その必要性を感じながらも、絶えず損害賠償に代表されるようないわゆる「取らされる責任」の圧力に苛まれ、時として大人としての利益を優先してしまうことも無理からぬことなのかも知れない。

でもそれで良いのか…。「遊び」は子どもが選ぶことによって始まる。自ら選んだ活動だからこそ、その結果にも「責任」を負うことが可能となるのではないか。遊びへの「責任」を負うこと。それは子どもにとっては人としての「権利」に他ならない。こうした「権利」を護る(守る)こと。こうした遊びや遊び場を、またその子どもの営みを支える大人を守ること。さらにはその「権利」を明文化し、制度化し、社会的な仕組みへと変えること。これらについても、今の私たちに求められた喫緊の課題だと、私には思わずにはいられないでいる。

*この声明は、2002年8月に出された「遊びの安全フォーラム(Play Safety Forum)による『遊びの場での危機管理(Managing Risk in Play provision : A position statement)』と題するものである。また、イギリス政府の「健康安全局(Health and Safety Executive)」は、これを重要な声明とコメントした。

なお、翻訳については「子どもの遊び協議会(Children's Play Council)」に許諾を受けて、鷲村仁志氏が翻訳したもの(2007.7.14)を転載している。またこの情報は「子どもの遊び情報サービス(Children's Play Information Service)」から取得可能となっている。(www.ncb.org.uk/library/cpis)

●Profile

岡 健(おか けん)

大妻女子大学家政学部児童学科 准教授

保育園や幼稚園はもとより、子育て・子育ち支援の市民活動の現場で子どもの日々の暮らしを見つめることを通して、「子どもの傍らにいる大人の役割とは何か」に关心を寄せ、活動に取り組んでいます。

乳幼児が育つ生活を保障する —かかわろうとする意思・持ちこたえる力・想像力

入江 礼子

課題研究委員会企画シンポジウムにおいて、私は乳幼児期にある「子どもの声をどう読みとるか」といったときに、それが果たして可能なことかどうか、自身の育児記録を紐解きながら考えていこうと試みた。

乳幼児期の子どもの感情や意志は言葉よりも身体全体を使って表わされる。そのような形で表わされた子どもの感情や意志などは言葉のように一義的に意味を規定することが難しい。それゆえ子どもとのやりとりを通してそれを「読み取り」「読み込む」必要性が生じる。これは大人にとって手間がかかることと感じられることであり、子育てや保育の大変さを感じさせられるものである。しかしその一方で、この手間のかかる「読み取り」「読み込み」を基本にしたやりとりを通して子どもとしっかりとかかわれ、理解できたという実感を得たとき、あるいはそこに子どもの成長を見ることができたとき、子育てや保育は喜びや楽しさにかわる。この喜びや楽しさが明日への子育てや保育の原動力となる。

ところでこの手間の中味を考えてみると、これは子どもを理解し子どもとかかわろうとする意志と、子どもの気持ちをあれこれ類推する想像力ではないかと思う。

言葉以前の身体表現を通して自らの感情や意志を表現する時期の子どもとの生活とは、このように大人にとってあるときはその大変さに押しつぶされそうになり、またあるときには喜びや楽しさを得るといった、心の揺れの激しいものであるといえる。それゆえ、大人にはこの揺れを持ちこたえる力を求められる時期ともいえよう。

特に「泣き」や「ぐずり」「他の子どもたちへの身体攻撃」といったマイナスの感情や意志の表出は子育てや保育の当事者である大人に動揺をもたらし、子どもとのやり取りの中から彼らが表現しているものを読み取る余裕を奪うことが多い。ここを持ちこたえて、子どもたちが本当に訴えようとしていることは何かに思いをはせることができれば、その関係を維持して子どもの気持ちが回復するまでは少なくとも支えることができる。そしてそこから両者の関係がプラスに転化することが考えられる。では持ちこたえることができなかつた場合はどうか。極端な場合は子どもへのかかわりが身体攻撃や無視といった否定的行動に走ることも起こりうるのである。

「乳幼児が育つ生活を保障する」といったとき現在の当事者である親や保育者の「かかわろうとする意思・持ちこたえる力・想像力」を支える方策を考えると同時に、将来にわたって子どもに手間をかけてかかわる意思のある大人をどう育てるかが喫緊の課題となる。その一つが大人として成長していくプロセスの中に言葉を表現手段としない「乳幼児」と出会い、そしてかかわる継続的かつ具体的なプログラムを構築して実践していくことではないかと思う。

●Profile

入江 礼子（いりえ れいこ）

所属：共立女子大学家政学部児童学科

研究テーマ：「子ども同士のトラブルに保育者はどうかかわっているか」をテーマに共同研究をしています。幼児期の人間関係においてトラブルは決して否定のことではなく、そこに保育者がかかわることで育つものがあり、ときにそれが「小さな平和の芽」であることを実感しています。

子どもの思いをどう受け止めるか

山本 幾代

保育現場は、1歳クラスの「かみつき」に悩んでいます。物や場所の取り合い、遊びの中に入るときのトラブルでかみつきがあります。子どもの思いはどう受け止めればいいのか行き詰ります。子ども理解や発達過程を学びながら、保育の環境、人との関わり、おもちゃの提供などを研究し、保育実践を進めています。子どもの思いに寄り添い、思いを代弁したり、気持ちに共感したり、やりたかったことを認めたりしています。しかし、かみつきは減らず、子どもの対応ばかりでなく、保護者への説明や謝罪などで保育者は困惑しています。

ある時、保育者から「どうも、子どもがイライラしているし、遊べない」という声が届きました。子どもの睡眠不足がかみつきの要因の一つではないかという仮説を立て、子どもの24時間の生活を調査してみました。0～2歳クラスで21時までに眠る子はわずか4%、22時以降に寝る子は40%もいました。朝も保護者の出勤時間に合わせて起こされていることも分かりました。夜の睡眠時間が短い子で8時間、長い子で9時間30分でした。保育園での昼寝時間と夜の睡眠時間との関連を考えることになりました。子どもの健康を保障する睡眠時間さえ、危ぶまれている今日であることを実感した出来事でした。

また、当市の幼稚園の預かり保育の対象は幼稚園児から小学校3年生までです。保育時間は平日14時30分～18時30分。土曜日、夏休みなどは7時20分～18時30

分。授業料は1か月3,000円（1人目）、1,500円（2人目）、0円（3人目）。職員の資格要件はなく、預かり保育の保育カリキュラムもありません。通常授業料は1人目4,500円。2人目以降無料。さらに来年から全ての子どもの授業料が無料になる予定です。人間としての土台が形成されるこの時期に、この状況で子どもを守ることができるのでしょうか。

子どもは生活が保障され、健やかに育つ権利があることを保育者は十分に理解しているつもりでした。

しかし、子どもを取り巻く環境は必ずしも、子どもの権利を守っていないのが現実です。そのことを保育現場から発信していないことに、今更ながら気づきました。そこで小さな発信ですが、園児の保護者に、地域の方に、子どもの生活は社会状況の変化があっても大人の都合で左右されてはいけないことを伝えています。保育研究者の力を借りて保育実践を理論化する。そしてまた、理論から実践に結び付けたいと願っています。

保育所併設のひろばに来られる親子を見てみると「ダメ！あぶない！してはダメ！早くしなさい！」の命令語や禁止語が子どもを認めることばより多いことがあります。子どもがしたいことよりも自分の欲求を優先する親が増えている昨今、私たちは子どもの権利

●Profile

山本幾代（やまもと いくよ）

（社協）カナン福祉センター カナン子育てプラザ21（保育園）園長

関心を持っていること：保育の質、職員の資質向上のために園内研修の在り方に関心があります。保育研究者に関わっていただく、園内研に夢中になっています。

乳幼児の権利を考える －待機児問題と保育保障について

村山 祐一

乳幼児の権利を考えるうえで都市部での認可保育園に入所できない待機児問題は極めて重要である。児童福祉法24条や子どもの権利条約18条において、働く親を持つ子どもには国や自治体が保育を保障する責任が明記されているのに、待機児童問題が改善されない。児童福祉法24条では「保育に欠ける」状態におかれている子どもの保育実施責任は市町村にあり、国と都道府県がそれをバックアップして、1970年代に実施したように「保育所整備計画」を推進し、認可保育所の増設をすすめれば解決できる課題である。子育て支援が強調されながら、児童福祉法を遵守し、最優先課題としてすすめる姿勢が見られないのはなぜか。

一日の大半を過ごす保育園の子どもにとって、遊ぶ

こと・食べること・寝る（休息する）ことが子どもの思いをふまえて、いつでも同時に保障されることが大切である。自由に遊べるスペース、楽しく食事ができるスペース、さらに安心して休息や寝ることのできるスペースのそれぞれが確保されていて、子どもの思いで利用でき、しかも子どもの諸活動にいつでも関われる保育者が配置されていることが必要となる。しかし、現状の幼稚園の保育は、ひとつの保育室でこの3つの機能を無理やりこなしている。保育者はいつもその準備を前提とした保育をおわれ、子どもは保育者の指示に従う動作に慣らされていく、ゆとりのない状況だ。それでも、廊下やホールがあれば子どもの活動を少し豊かにできる。しかし、待機児童解消策で定員超過を強いられて、ホールや廊下は、最低基準の必置条件でないため、保育室に変えられたりしているケースもあると言われている。

乳児については、最低基準では乳児室（1.65m²・一畳）又はほふく室（3.3m²・二畳）ときわめて狭い。1969年度から約30年実施された国の乳児保育特別対策補助事業では、これでは狭すぎるとして、一人当たり5m²（約三畳）以上とした。このスペースならば、なんとか遊ぶ・食べる・寝るをいつでも保障できる。極めて大切な施策であり、全国の乳児保育のあり方のスタンダードになっていった。

ところが1998年度に乳児保育が一般化され、この5m²基準が廃止され、最低基準に引き下げられた。5m²確保されている園でも、定員超過状況が常態化すると、3.3m²まで引き下げられて、詰め込まれる。3.3m²（二畳）の広さはベットの設置と食事のスペースの確保だけで、遊べるスペースが確保できない。そのうえ、3.3m²を認可外施設基準の2.5m²にまで切り下げる動きが見え隠れしている。この狭いスペースでは、乳児にスプーンを持たせて食べさせると、汚して片付けることができないという理由から、スプーンを持たせないで保育者が食事を口に入れてあげるという保育がおこなわれているという。

子育て支援が叫ばれると子どもの環境が悪くなり、権利の侵害が公然と進められる状況を見過ごして良いのか。今、子どもの視点から保育のあり方や課題を提起し、国民的論議をすすめていくことが保育関係者に求められている。

●Profile

村山 祐一（むらやま ゆういち）

帝京大学教授

専門領域：保育学

主な研究テーマ：子どもの権利保障と保育の仕事のあり方の視点から保育制度・政策のあり方を深めること。現在第2次村山科研調査研究（施設・父母・保育者・自治体を対象とした調査）を実施中。

乳幼児の権利と保育に関する 基本的視座

山縣 文治

1. 子どもの人権・権利観と乳幼児

社会的養護サービスの分野では、「子どもの人権・権利」という言葉はかなり前から多くの人が使っていたが、子ども一般に使われることは必ずしも多くなかった。ところが、子どもの権利に関する条約が国連で採択された1989年以降は、すべての子ども達について論じられる機会が多くなっている。

権利条約で明らかにされたように、子どもには受動的権利のみならず、能動的権利もある。社会的養護において、人権・権利論がより多く語られてきた背景は、明らかに受動的権利（育てられる権利）が侵害されてきたからと考えられる。乳幼児期の子どもの多くは、保護者の養育下にあり、「保育を受ける権利」を除くと、多くの場合、人権・権利論として語られことはなかった。ましてや乳幼児期の能動的権利については、ほとんど社会的に意識されることはない。

2. 人権としての乳幼児期の保育

保育活動には、保育所や幼稚園などの社会的サービスなどに限らず、保護者が家庭において行うものも含まれる。したがって、本質的には、それを含めた人権・権利論を議論すべきである。

子どもは、すべてが育つことを前提とした存在であり、そのこと自体を法的に云々されるものではない。保育は育つことを保障する一つの重要なプロセスである。この点において子どもにとって保育は、権利次元ではなく、人権次元の意味をもつものということができる。日本においては、乳幼児期の保育の大きな場は、量的順にいうと、家庭、保育所、幼稚園である。少なくともこれらの場においては、能動的権利を含む子どもの権利条約の内容や、国際人権規約A規約社会権およびB規約市民権においてとりわけ子どもに固有の内容として規定されている内容については、所与のものとして保障されなければならない。

3. 保育所について考える

最後に、これまで検討してきた視点をベースに、代表的な社会サービスである保育所における保育と権利との関係を考えてみたい。児童福祉法では、保育所の利用要件を「保育に欠ける」という表現している。具体的には、家庭の側の事情で構成され、よく言われるように、障がい児保育も、子どもの発達保障という視点からの制度にはなっていない。また、子ども過疎地

における仲間集団による育ち合いの保障という視点も、「保育に欠ける」要件を構成するものではなく、すべて一時保育制度での対応となっている。

保育サービスの普遍化のなかで、保育要件については保護者の側が「保育を求める」という視点での議論も必要ではあるが、その前に、子どもの育ちの視点から「保育が必要な状況にある」ものについては、それこそ人権・権利の視点から捉え直す必要があるのではないかと考えている。

●Profile

山縣 文治（やまがた ふみはる）

大阪市立大学教授

研究基盤は、社会福祉学を基礎とした子ども家庭福祉。とりわけ保育や社会的養護分野などに専門をもつ。自らも、地域活動拠点「みなくるハウス」を主宰し、地域住民とともに、プレママ、就学前の親子の交流・支援活動を行う。

乳幼児の保育を受ける権利

網野 武博

1989年に国際連合が児童の権利に関する条約を採抲してから約20年が経ち、日本政府がこれを批准してから約15年が経っている。条約の中でとくに”子どもの最善の利益”的保障は、第3条第1項で明確に示され、さらに第9条、18条、20条、21条でも言及されている。わが国の保育にかかわる分野では、2000年から施行されている保育所保育指針に早速この重要な理念が取り入れられた。第1章総則前文では、『保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。』と記された。

この理念に関してはこれまで抽象的理解に止まり、実践とは結びつきにくいきらいがあった。しかし、本年公示され来年度から施行される新保育所保育指針では、第1章総則の2、保育所の役割の（1）で、『保育所は、-----入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。』と記された。これまでの指針と異なるところは、乳幼児の生活の連續性、発達の連續性を踏まえ、保育所での生活と家庭生活、地域での生活を分断することなく、その一貫性の中で、保育所を子どもの最善の利益を考慮してその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい“生活の場”と規定したことである。子どもの最善の利益という言葉は、さらに第6章、第7章においても重ねて言及されている。告示化と同時に公刊された解説書では、その意義を丁寧に説明している。

子どもの権利保障を視野において保育所の営み、それが抽象的段階から、具体的段階へと、その実践に向けて体制づくりが本格的にすすむ段階を迎えたことを、筆者は非常に意義あるものと考えている。

また、条約の第18条は、その第1項で、親(父母)が子どもの養育と発達についての第一義的責任を負うこと、第2項で、父母が養育責任を果たせるように公的援助と養護責任を遂行すること、そして第3項で、父母が働いている子どもの保育を受ける権利を確保すること、の三つの重要な権利を定めた。これは、世界で始めて子どもの養育権(養育を受ける権利)・保育権(保育を受ける権利)を明示した非常に重要な権利保障であった。

この点からみると、その後今日に至る間、日本の乳幼児の子育てをめぐる環境は、少子社会の到来を迎え、仕事と子育ての両立に関するニーズへの対応がすすんでいる。しかし、次の点でまだ不十分な課題が残っている。一つは、真に“保育に欠ける”状況にあるとくに乳児や低年齢の幼児の保育権が保障されていない状況にある。この実情を踏まえると、育児休業の充実を柱として、それとともに既存の保育所における乳児保育の充実が、とくに必要ではないだろうか。そして、子どもの養育を受ける権利、保育を受ける権利を一層保障する上で、すべての乳幼児が保育を必要とし、すべての子育て家庭が保護者支援を必要とするという認識とそれに基づく実践が重視される。そのためには、“保育に欠ける”という要件を見直し、すべての子どもがふさわしく保育を受けることのできる体制づくりを図ること、そして、保護者が養育の支援を受ける権利と義務を保障する体制づくりを図ることが、今後とくに重要な課題となろう。

●Profile

網野武博（あみの たけひろ）

東京家政大学教授

研究テーマ ①児童福祉研究；とくに”子ども主体”の視点から様々なアプローチをすすめきました。②保育・育児支援研究；保育が子どもの発達に及ぼす影響、育児支援の理論と実践などについて深めています。③その他；福祉心理学など